



宮 崎 県 公 報

平成25年6月28日（金曜日）号外 第38号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 2 5 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 36,000 円

目 次

条 例	頁
○知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例……………（人事課） 1	
○宮崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例……………（労働政策課） 5	

本号で公布された条例のあらまし

◎ 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第19号）

- 1 改正の理由及び主な内容
一般職及び特別職の給料について減額措置を講ずるため、所要の改正を行うこととしました。
- 2 施行期日
この条例は、平成25年7月1日から施行することとしました。

◎ 宮崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例（条例第20号）

- 1 改正の理由及び主な内容
離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の一時的な雇用・就業機会の創出を図る事業等を実施するため、宮崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金の設置期間を延長するための改正を行うこととしました。
- 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとしました。

条 例

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成25年6月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第19号

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与の特例に関する条例（平成23年宮崎県条例第4号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
	<p>（職員給与条例の特例）</p> <p>第8条 平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間（以下「<u>特定期間</u>」という。）においては、<u>職員給与条例第3条第1項各号に掲げる給料表の適用を受ける職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員（大学の学長を除く。）をいう。以下この条において同じ。）に対する給料月額（職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成17年宮崎県条例第76号）附則第7条の規定による給料を含む。以下この条において同じ。）の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める割</u></p>

合（以下この条において「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

給料表	職務の級	割合
行政職 給料表	2 級以下	100分の 4.4
	3 級から 5 級まで	100分の 5.9
	6 級以上	100分の 7.5
公安職 給料表	2 級以下	100分の 4.4（職員給与条例第 8 条第 5 項に規定する人事委員会規則で定める割合（以下「役職加算割合」という。）が 100分の 5 の者にあつては 100分の 5.9）
	3 級から 6 級まで	100分の 5.9
	7 級以上	100分の 7.5
教育職 給料表 (一)	1 級	100分の 4.4（役職加算割合が 100分の 5 の者にあつては 100分の 5.9）
	2 級及び 3 級	100分の 5.9
	4 級	100分の 7.5
教育職 給料表 (二)	2 級以下	100分の 4.4（役職加算割合が 100分の 5 の者にあつては 100分の 5.9）
	特 2 級	100分の 5.9
	3 級以上	100分の 7.5（役職加算割合が 100分の 10 の者にあつては 100分の 5.9）
研究職 給料表	1 級	100分の 4.4
	2 級から 4 級まで	100分の 5.9
	5 級	100分の 7.5
医療職 給料表 (一)	1 級	100分の 4.4
	2 級	100分の 5.9
	3 級以上	100分の 7.5（役職加算割合が 100分の 10 の者にあつては 100分の 5.9）
医療職 給料表 (二)	3 級以下	100分の 4.4（役職加算割合が 100分の 5 の者にあつては 100分の 5.9）
	4 級及び 5 級	100分の 5.9
	6 級以上	100分の 7.5（役職加算割合が 100分の 10 の者にあつては 100分の 5.9）
医療職 給料表 (三)	3 級以下	100分の 4.4（役職加算割合が 100分の 5 の者にあつては 100分の 5.9）
	4 級及び 5 級	100分の 5.9
	6 級	100分の 7.5（役職加算割合が 100分の 10 の者にあつては 100分の 5.9）

2 特定期間においては、職員給与条例第 9 条の 2 第 1 項から第 4 項までの規定により支給される給与の支給に当たっては、当該職員に適用される次の各号に掲げる規定の区分に応じ、当該各号に定める額を減ずる。

(1) 職員給与条例第 9 条の 2 第 1 項 前項に定める額

(2) 職員給与条例第 9 条の 2 第 2 項又は第 3 項 前項に定める

額に 100分の80を乗じて得た額

(3) 職員給与条例第9条の2第4項 前項に定める額に、同条第4項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

3 特定期間においては、職員給与条例第8条の9に規定する勤務1時間当たりの給与額は、職員給与条例第8条の8の規定にかかわらず、同条の規定により算出した額から、給料月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから同条に規定する人事委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

4 特定期間においては、職員給与条例附則第13項の規定の適用を受ける職員に対する前3項の規定の適用については、第1項中「給料月額に」とあるのは「給料月額から職員給与条例附則第13項第1号に定める額に相当する額を減じた額に」と、第2項中「前項」とあるのは「第4項の規定により読み替えられた前項」と、前項中「除して得た額に」とあるのは「除して得た額から職員給与条例附則第15項の規定により給与額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額に」とする。

(市町村立学校職員給与条例の特例)

第9条 特定期間においては、市町村立学校職員給与条例別表教育職給料表の適用を受ける職員に対する給料月額(市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(平成17年宮崎県条例第88号)附則第6項の規定による給料を含む。以下この条において同じ。)の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

給料表	職務の級	割合
教育職 給料表	2級以下	100分の4.4(役職加算割合が100分の5の者にあつては100分の5.9)
	特2級	100分の5.9
	3級以上	100分の7.5(役職加算割合が100分の10の者にあつては100分の5.9)

2 特定期間においては、市町村立学校職員給与条例附則第13項の規定の適用を受ける職員に対する前項の規定の適用については、前項中「給料月額に」とあるのは「給料月額から市町村立学校職員給与条例附則第13項に定める額に相当する額を減じた額に」とする。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の特例)

第10条 特定期間においては、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年宮崎県条例第4号)第4条第1項の規定の適用については、同項中「給料」とあるのは、「給料月額(知事等の給与の特例に関する条例(平成23年宮崎県条例第4号)第8条第1項及び第2項(同条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))の規定の適用があるものについては、当該額からこれらの規定により支給に当たって減ずることとされる額に相当する額を減じた額とする。」とする。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の特例)

第11条 特定期間においては、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年宮崎県条例第49号)第4条の規定の適用につ

いては、同条中「給料」とあるのは、「給料月額（知事等の給与の特例に関する条例（平成23年宮崎県条例第4号）第8条第1項及び第2項（同条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用があるものについては、当該額からこれらの規定により支給に当たって減ずることとされる額に相当する額を減じた額とする。）」とする。

（職員の育児休業等に関する条例の特例）

第12条 特定期間においては、職員の育児休業等に関する条例（平成4年宮崎県条例第6号）第26条の規定の適用については、同条中「職員の給与に関する条例第8条の8」とあるのは、「知事等の給与の特例に関する条例（平成23年宮崎県条例第4号）第8条第3項（同条第4項の規定により読み替えて適用する場合又は同条例第16条第3項において準用する場合を含む。）」とする。

（職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の特例）

第13条 特定期間においては、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和28年宮崎県条例第43号）第8条の2第3項の規定の適用については、同項中「同条例第8条の8」とあるのは、「知事等の給与の特例に関する条例（平成23年宮崎県条例第4号）第8条第3項（同条第4項の規定により読み替えて適用する場合又は同条例第16条第3項において準用する場合を含む。）」とする。

（職員の修学部分休業に関する条例の特例）

第14条 特定期間においては、職員の修学部分休業に関する条例（平成17年宮崎県条例第3号）第3条第1項の規定の適用については、同項中「給料の月額及び人事委員会規則で定める額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから人事委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額」とあるのは、「知事等の給与の特例に関する条例（平成23年宮崎県条例第4号）第8条第3項（同条第4項の規定により読み替えて適用する場合又は同条例第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する勤務1時間当たりの給与額」とする。

（職員の高齢者部分休業に関する条例の特例）

第15条 特定期間においては、職員の高齢者部分休業に関する条例（平成17年宮崎県条例第4号）第3条第1項の規定の適用については、同項中「給料の月額及び人事委員会規則で定める額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから人事委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額」とあるのは、「知事等の給与の特例に関する条例（平成23年宮崎県条例第4号）第8条第3項（同条第4項の規定により読み替えて適用する場合又は同条例第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する勤務1時間当たりの給与額」とする。

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の特例）

第16条 特定期間においては、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年宮崎県条例第1号。以下「任期付職員条例」という。）の適用を受ける職員であって、任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用されたものに対する給料月額の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

(1) 任期付職員条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員であってその号給が1号給から4号給までのもの 100分の5.9

(2) 任期付職員条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員であって、その号給が5号給以上のもの及び同条第3

附 則

項の規定による給料月額を受ける職員 100分の 7.5

2 特定期間においては、任期付職員条例第7条第4項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額から、給料月額に知事等の給与の特例に関する条例（平成23年宮崎県条例第4号）第16条第1項各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減じた額」とする。

3 特定期間においては、第8条第3項の規定は、第1項の規定の適用を受ける職員に対する職員給与条例第8条の9の規定により支給される勤務1時間当たりの給与額の算出について準用する。
（端数計算）

第17条 第8条から前条までの規定により、給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。
（委任）

第18条 第8条から前条までに定めるもののほか、これらの条の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。
附 則
（特定期間における特例）

3 特定期間における第1条から第6条までの規定の適用については、第1条本文中「100分の20」とあるのは「100分の25」と、「100分の10」とあるのは「100分の15」と、第2条から第6条までの規定中「100分の5」とあるのは「100分の10」とする。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

宮崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年6月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第20号

宮崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例

宮崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例（平成21年宮崎県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
附 則 2 この条例は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。	附 則 2 この条例は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

